

アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）について

1 提案に当たっての背景

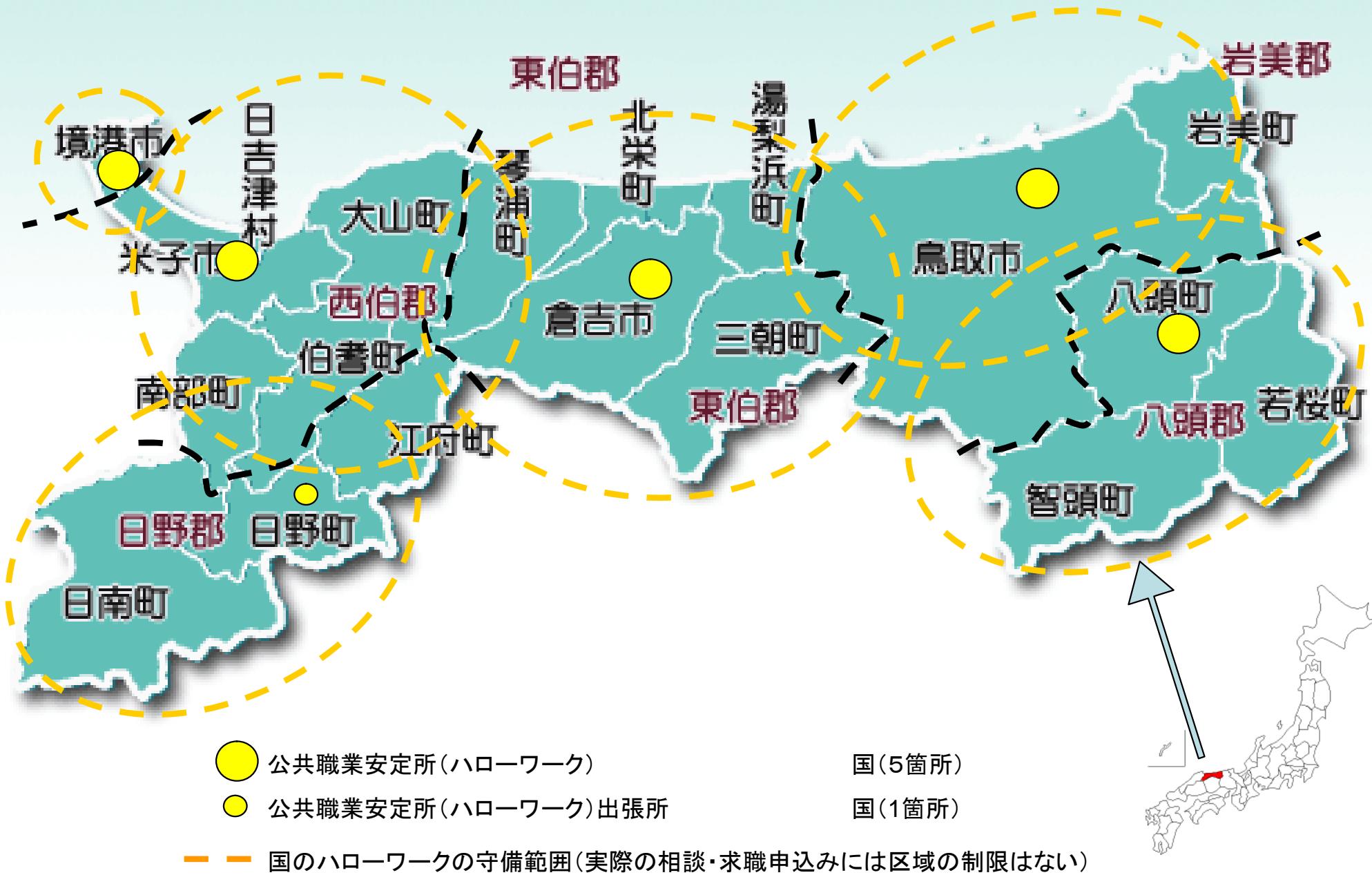
【お問い合わせ先】

鳥取県

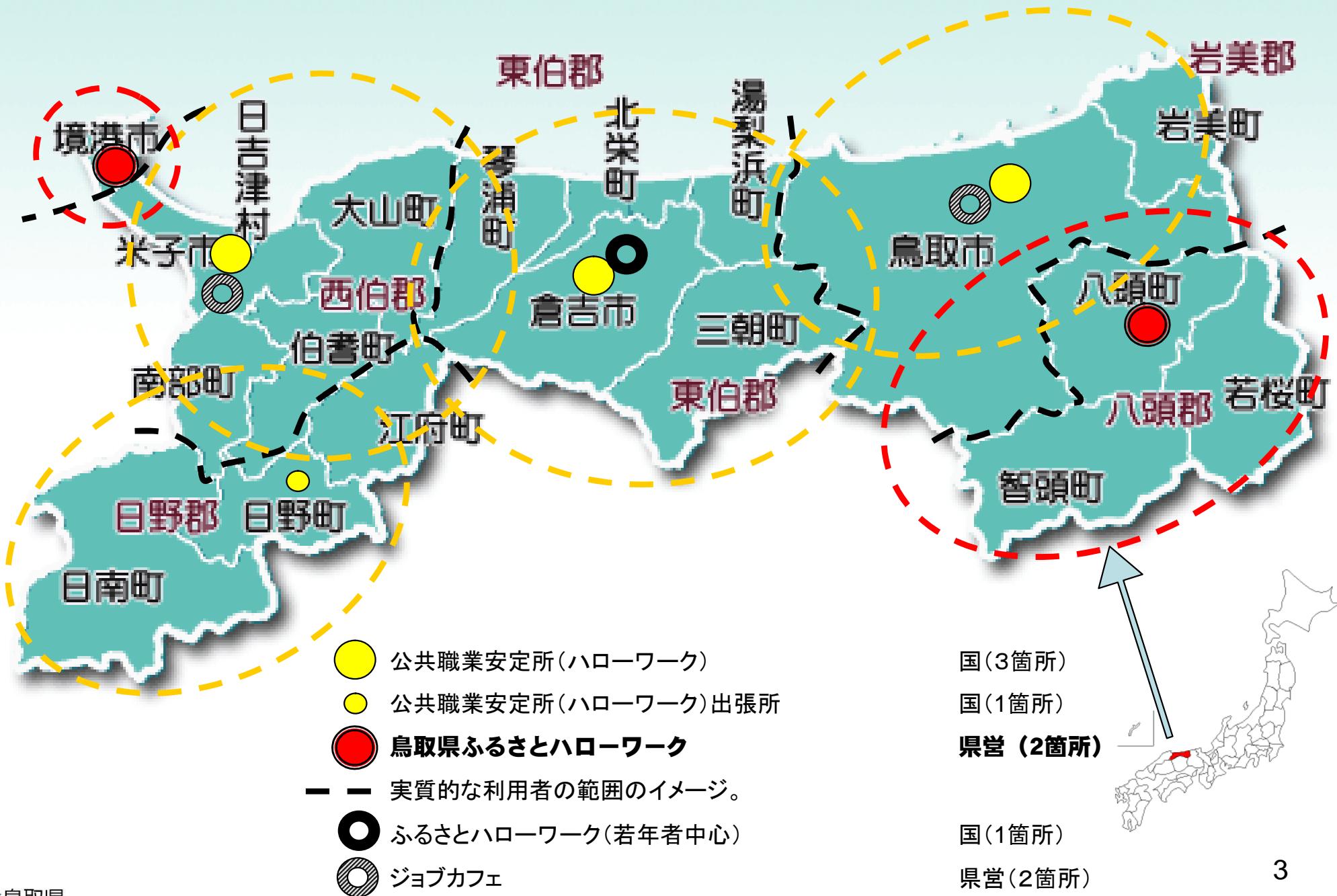
企画部企画課 西川 0857-26-7132

商工労働部雇用人材総室 田中 0857-26-7225

平成19年度以前の鳥取県内の公共職業安定所の状況



鳥取県内の公共職業安定所、鳥取県ふるさとハローワークの現状 ～ 平成 20 年度以降、既に県営ハローワークを 2箇所で実施中 ～



現在の鳥取県ふるさとハローワークの概要

<鳥取県ふるさとハローワークについて>

名称	鳥取県ふるさとハローワーク八頭（やず）	鳥取県ふるさとハローワーク境港
設置場所	鳥取県八頭総合事務所 別館1階 (八頭郡八頭町郡家100)	境港市役所 1階 (境港市上道町3000)
開所日	平成20年4月1日	
運営管理	鳥取県	

<国、県、市町の役割分担>

国	県	市町
<ul style="list-style-type: none">○相談員を配置し、職業相談、職業紹介、職業訓練受講指示等を行う（雇用保険業務を除く） *窓口対応○求人情報自己検索機を設置	<ul style="list-style-type: none">○就職支援員を配置し、職業相談（窓口、出張）職場定着支援、公共職業訓練の受講あっせん等を行う<ul style="list-style-type: none">*求職者の状況にあわせたきめ細やかな対応	<ul style="list-style-type: none">○施設の提供（八頭は県から借受け）○施設の維持管理費（光熱水費等）を負担

今後の鳥取県ふるさとハローワークの利用状況

1 鳥取県ふるさとハローワークの利用状況

区分	新規求職者数			(うち就業支援員の相談者数)			就職者数		
	八頭	境港	計	八頭	境港	計	八頭	境港	計
平成20年度	886人	2,166人	3,052人	492人	375人	867人	275人	672人	947人
平成21年度	1,111人	2,274人	3,385人	521人	527人	1,048人	402人	731人	1,133人
平成22年度（1月末現在）	705人	1,594人	2,299人	395人	381人	776人	270人	647人	917人
平成22年度（実績見込）	846人	1,913人	2,759人	474人	457人	931人	324人	776人	1,100人
3年平均	948人	2,118人	3,066人	496人	453人	949人	334人	726人	1,060人

2 鳥取県における新規求職者数・雇用保険受給資格決定者数

区分	新規求職者数 (a)	雇用保険受給資格決定者数 (b)	(b/a)
平成20年	41,243人	11,701人	0.284
平成21年	44,895人	13,058人	0.291
平成22年	40,154人	9,626人	0.240
3年平均	42,097人	11,461人	0.272

* 新規求職者数、雇用保険受給資格決定者数は、鳥取労働局職業安定部発表資料「労働市場月報（平成22年12月分）」より引用

想定される利用者数

- ◇県の就業支援員が職業相談や職業紹介を行う求職者数 [949人](#)
- ◇ふるさとハローワーク八頭・境港における雇用保険受給資格決定者数
 $3,066 \text{人} \times 0.272 = 833.952 \approx \underline{834 \text{人}}$

アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）について

2 提案内容

【お問い合わせ先】

鳥取県

企画部企画課 西川 0857-26-7132

商工労働部雇用人材総室 田中 0857-26-7225

鳥取県ふるさとハローワークの課題

■鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港のグレードアップの必要性

鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港は、国、県、市町村（境港市、八頭郡3町）の3者が協力し、全国初の施設として設置され、地域の就業支援の拠点として有効に機能しており、地元住民にも親しみを持って利用されている。

しかしながら、日々業務を行っていく上で、次のような問題点がある。

問題点

●鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港に配置する県の就業支援員は、できることが限られる。

【できること】基本的な相談（求人情報が利用できない）、職業訓練のあっせん

【できないこと】求人情報をもとにした具体的な相談、職業訓練の受講指示、職業紹介

⇒ 県の就業支援員の相談者は、職業紹介を受ける際には必ず国の相談員へバトンタッチされるので、国の相談員に再度事情を説明する必要がある。（二度手間）

なんでまた同じことを
隣の窓口で話さない
といけないの？

●鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港では、雇用保険関係の手続ができない。

雇用保険関係の手続は、求職者本人が公共職業安定所に出向いて行うこととされている。（県ふるさとハローワークに駐在する国職員にも雇用保険業務の権限はない。）

⇒ 求職者は、管轄するハローワーク鳥取・米子の窓口に行く必要がある。
(求職者への負担が大きい)

何でここでできない
の？わざわざ鳥取・
米子に行くのはめん
どうだなあ。

利用者に御不便を
おかげしている状態を
改善する必要あり

ハローワーク特区の提案内容

ポイント

●県が配置した就業支援員が、相談者に対して、職業相談から職業紹介までマンツーマンで支援ができるように

⇒ 相談者の二度手間が省け、サービス向上につながる。

●鳥取県ふるさとハローワーク（八頭・境港）において、求職者に対する雇用保険関係の手続きができるように

⇒ 求職者の負担が軽減され、利便性向上につながる。

特区申請内容

●職業紹介関係業務

県の就業支援員が、ハローワークネットワークシステムを使用し求人情報を入手し、その情報をを利用して相談者に対し職業相談、職業訓練の受講指示、職業紹介を行う。

- ◆職業紹介や雇用保険の対象となる公共職業訓練の受講指示の権限の付与
- ◆ハローワーク求人情報の使用権限の付与
(ネットワークシステムへのアクセス権、登録、閲覧の権限)

- ◎職業安定法など関係法令の改正
- ◎ネットワークシステムなどの運用の変更

●雇用保険関係事務

鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港においても、ハローワーク鳥取・米子と同様に、離職票の受理や失業認定手続等を行う。
(※ハローワーク鳥取・米子における実施状況：離職票の受理 隨時、失業認定手続 週1回)

- ◆鳥取県ふるさとハローワークで求職の申込みをした者の離職票の受理
- ◆鳥取県ふるさとハローワークで離職票を受理した者の失業認定手続 等

- ◎雇用保険法など関係法令の改正
- ◎ネットワークシステムの整備

ハローワーク特区の提案内容（イメージ）

区分	国の権限	公共職業安定所(国・本所) (鳥取・倉吉・米子)	鳥取県ふるさとハローワーク（八頭・境港）	
			国相談員(非常勤各4名)(出張扱い)	鳥取県就業支援員(非常勤各2名)
職業相談	<ul style="list-style-type: none"> ○求職情報登録 ○求人情報閲覧 ○公共職業訓練の受講指示 	<p>県と役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべて対応 	<p>県と連携実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業相談(窓口) ○公共職業訓練の受講指示 	<ul style="list-style-type: none"> × 求人情報をもとにした具体的な相談 ○助言、情報提供(窓口) ○県の就業支援策の紹介 ○カウンセリング △公共職業訓練のあっせん <p>県にも 権限を移譲</p>
職業紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○求人情報閲覧 ○求職情報登録 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべて対応 ○求人情報自己検索機を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○職業紹介(窓口) ○求人情報自己検索機を設置(5台) 	<ul style="list-style-type: none"> × (権限なし) <p>県にも 権限を移譲</p>
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ○離職票の受理 ○失業認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべて対応 	<ul style="list-style-type: none"> × (権限なし) ・管轄のハローワークで対応 	<ul style="list-style-type: none"> × (権限なし) <p>県にも 権限を移譲</p>

■既に実施 □実施していない

*人員、財源の問題については、別途調整の必要がある。

**【特区提案内容】当面（STEP 1）の規制緩和として、
の枠内（県営ハローワーク）での
完全実施を求めていく。**



ハローワーク特区の提案内容とステップアップ

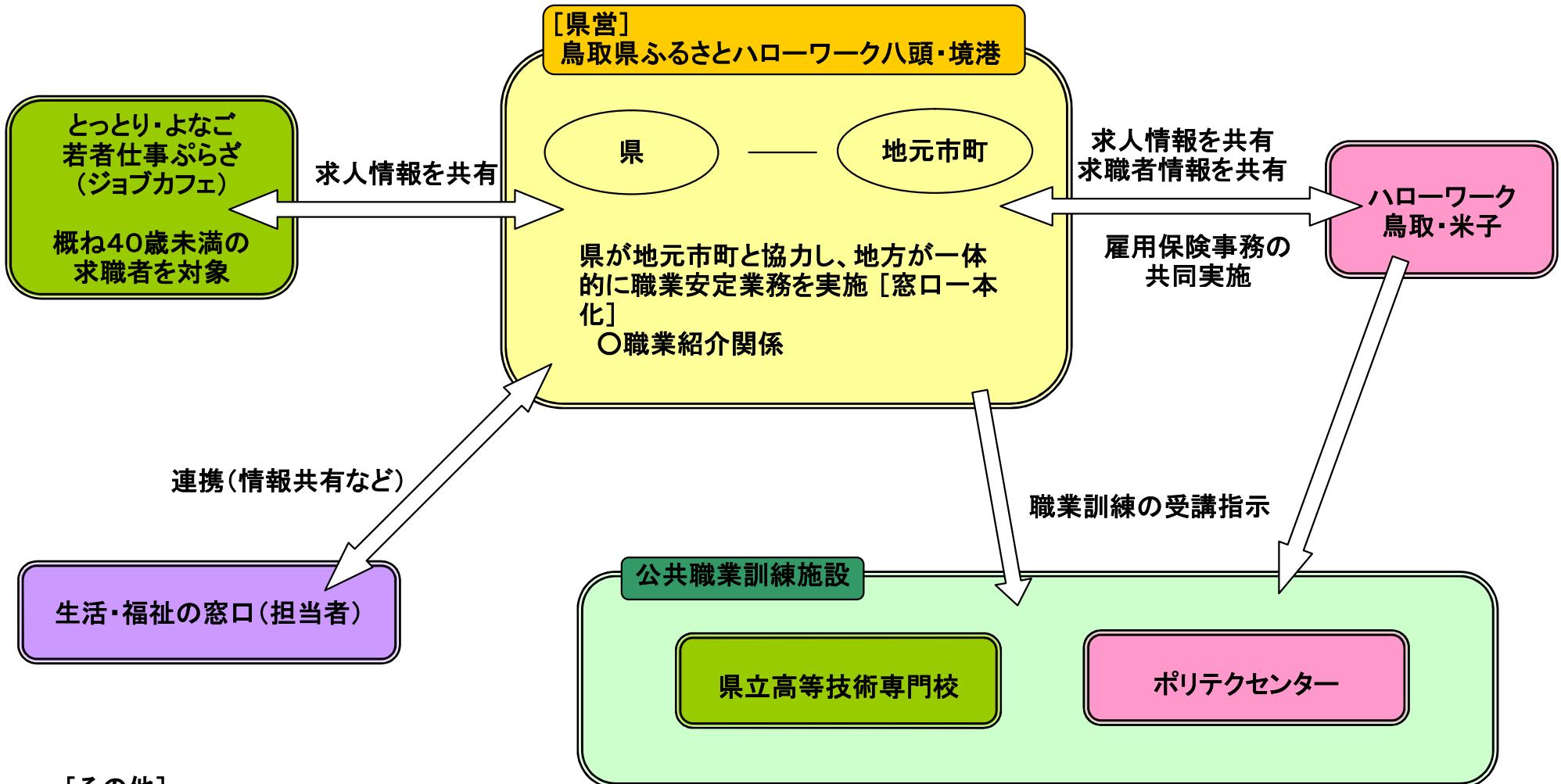
段階	区分	対象範囲
STEP1	特区提案	【職業相談業務】 <ul style="list-style-type: none">・求職情報を登録する権限・求人情報を閲覧する権限・職業訓練受講指示を行う権限 を鳥取県にも付与
		【職業紹介業務】 <ul style="list-style-type: none">・求人情報を閲覧する権限・求職情報を登録する権限 を鳥取県にも付与
		【雇用保険業務】 <ul style="list-style-type: none">・離職票を受理する権限・失業認定を行う権限 を鳥取県にも付与
	既存事業との連携	【関連分野との連携強化】 <ul style="list-style-type: none">・公共職業訓練施設（ポリテクセンター（2箇所）、県立高等技術専門校（2箇所）、障害者就業・生活支援センター（3箇所）、県立高等学校におけるキャリアアドバイザー（15名）などとの連携強化
STEP2	STEP1を全県に拡充 (対象圏域を全域化し、ハローワーク鳥取・倉吉・米子を完全に県へ移管)	全県
別途	職業訓練施設（ポリテクセンター等）の地方移管による労働行政の地方一元化	最終到達点



今回の特区提案内容

ハローワーク特区のSTEP1イメージ

利 用 者



アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）について

＜参考資料＞

【お問い合わせ先】

鳥取県

企画部企画課 西川 0857-26-7132

商工労働部雇用人材総室 田中 0857-26-7225

<参考資料> 特区申請にあたり、留意すべき事項（埼玉県の例）

特区提案で求める措置の具体的な内容	国(各省庁)の回答
<p>国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。そのため、ハローワーク（公共職業安定所）の職業紹介に関する事務について、埼玉県に先行移管する。</p>	<p>ハローワークの職業紹介業務を埼玉県に先行移管することは、</p> <p>①都道府県域を超えた就職や人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施できない、</p> <p>②職業紹介と雇用保険の分離は濫縦を招く、</p> <p>③雇用状況の悪化や大型倒産に対し、全国一斉に統一的な指揮命令下で迅速・機動的に対応できない、</p> <p>④我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反する</p> <p>ことから困難。(労使を含めた労働政策審議会も同意見) 埼玉県による職業紹介を国が委託を含め支援することについては、特区提案者の具体的な要望を十分に踏まえ、引き続き検討。</p>
<p>併せて業務の民間委託ができる制度を創設する。</p>	<p>ハローワークの職業紹介業務を埼玉県に移管せず、埼玉県が、若者や女性への就業支援を民間に委託して実施することは現行制度でも可能である。</p>
<p>また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。</p>	<p>国の出先機関の事務の移管に伴う人員の取扱いについては、政府において地域主権改革の観点から検討されているところであります、職員の身分取扱いについても、それを前提として検討する必要がある。このため、「国と地方の間の人材相互派遣制度」の創設についても、政府全体としての方針が決定され、人事院に対して要請がなされた場合には、人事院として法整備のための意見の申出を行うことも可能である。ただし、政府において検討がなされる際には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法で規定する地方自治の本旨 ・地方公務員制度における制度整備 ・辞職・採用の枠組みによっている特別職・公庫等法人との関係 <p>などの点に留意する必要がある。</p>

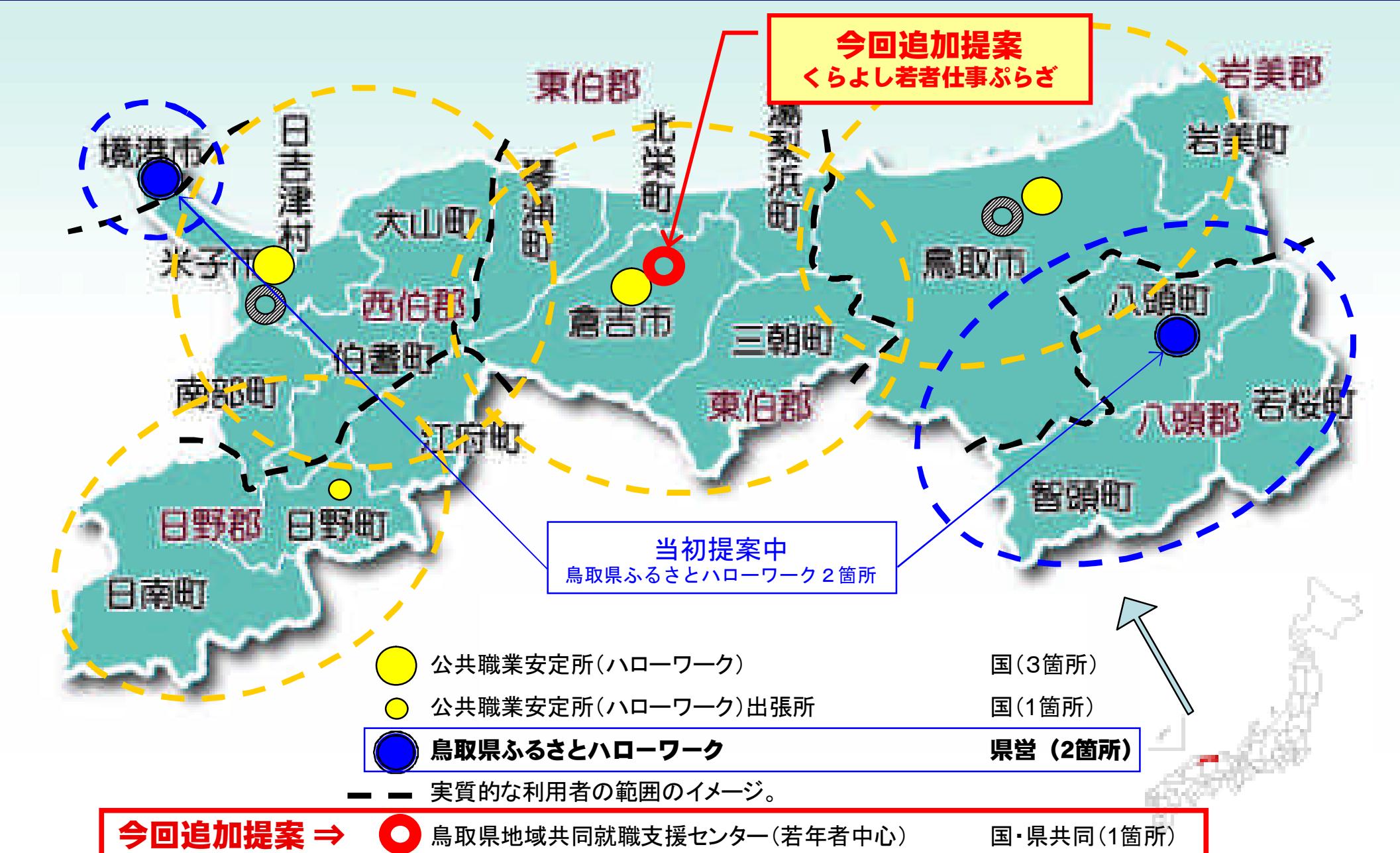
アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）について 【追加提案】

1 現状等

【お問い合わせ先】
鳥取県

企画部企画課 西川 0857-26-7132
商工労働部雇用人材総室 田中 0857-26-7225

鳥取県内の公共職業安定所、鳥取県ふるさとハローワークの現状



くらよし若者仕事ぷらざの概要

○施設名 鳥取県地域共同就職支援センター（名称：くらよし若者仕事ぷらざ）

○設置場所 倉吉市山根557-1（ショッピングセンターの2階）

○開設時間 10:00～18:00（第1・3・5土、日、祝日、年末年始は閉所）

○開所日 平成21年2月16日

○業務分担

鳥取県の業務	国(ハローワーク倉吉)の業務	(財)ふるさと鳥取県定住機構の業務
若年者就業支援員を配置 ○就職相談(職業意識啓発等) ○職場体験講習の受講指示 ○県が独自に実施する就業支援施策に関する業務	職業相談員等を配置 ○求人情報提供(求人検索PC) ○職業相談、職業紹介 ○公共職業安定所が実施する職業安定行政に関する業務	コーディネーターを配置 ○広報啓発 ○企業説明会等の実施 ○各種セミナーの実施 ＜国の委託事業＞

○利用状況

区分	来所者数 (延数)	利用者数 (延数)		
		40歳未満	40歳以上	その他
平成20年度	1,606人	684人	286人	49人
平成21年度	17,209人	7,957人	3,095人	41人
平成22年度	17,056人	7,292人	3,923人	93人
平成23年度 (11月末)	12,030人	4,672人	2,565人	91人

アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）について 【追加提案】

2 提案内容

【お問い合わせ先】

鳥取県

企画部企画課 西川 0857-26-7132

商工労働部雇用人材総室 田中 0857-26-7225

くらよし若者仕事ぷらざの一体的実施（概要1）

県と国が、窓口を一体的に実施することで、県の業務や国の業務に関係なく、相談者に対して、来所から就職（職業紹介）まで一貫した就業支援を行う。

1 くらよし若者仕事ぷらざの設置

これまで、鳥取県中部地区の若年相談者等に対して、よりきめ細やかな就業支援を実施するため、県の若年者就業支援事業等と国の職業紹介機能等をワンストップサービスで提供できる共同支援窓口として、「鳥取県地域共同就職支援センター（愛称：くらよし若者仕事ぷらざ）」を倉吉市内に設置してきたところであるが、平成24年度も引き続き「くらよし若者仕事ぷらざ」を設置し、「県」と「国」と「ジョブカフェ事業受託者」の三者がそれぞれの業務を分担しつつ、一体的に就業支援を行う。

（1）くらよし若者仕事ぷらざ内における一体的実施

県の若年者就業支援員と国の職業相談員等が、相談者に関する情報を共有するなど、一体的に就職に向けた支援を行う。（連携・協力の強化）

- 若年者就業支援員と職業相談員によるチーム支援（三者面談の活用など）
- 職場体験講習など県の就業支援事業の活用が効果的であると思われる相談者を若年者就業支援員に誘導
- 企業の情報を提供（職場体験講習の受入先企業の開拓など）

県の業務	国の業務	ジョブカフェ事業受託者の業務
<p>若年者就業支援員を配置</p> <p>○就職相談（職業意識啓発等）</p> <p>○職場体験講習の受講指示</p> <p>○県が独自に実施する就業支援施策に関する業務</p>	<p>職業相談員等を配置</p> <p>○求人情報提供（求人検索PC）</p> <p>○職業相談、職業紹介</p> <p>○公共職業安定所が実施する職業安定行政に関する業務</p>	<p>コーディネーターを配置</p> <p>○広報啓発</p> <p>○企業説明会等の実施</p> <p>○各種セミナーの実施</p>

くらよし若者仕事ぶらざの一体的実施（概要 2）

（2）他の窓口・施設との連携

①他地区の若者仕事ぶらざ（ジョブカフェ）

- 所内(土曜)セミナーの開催(セミナー内容等の情報交換、講師の調整、など)
- ジョブカフェ事業で実施する各種セミナー等の補助(中部地区限定)
- 若年者や学生等、一般求職者が県内企業と面談する機会を提供する就職フェアの実施
- 県内企業に関する情報の共有

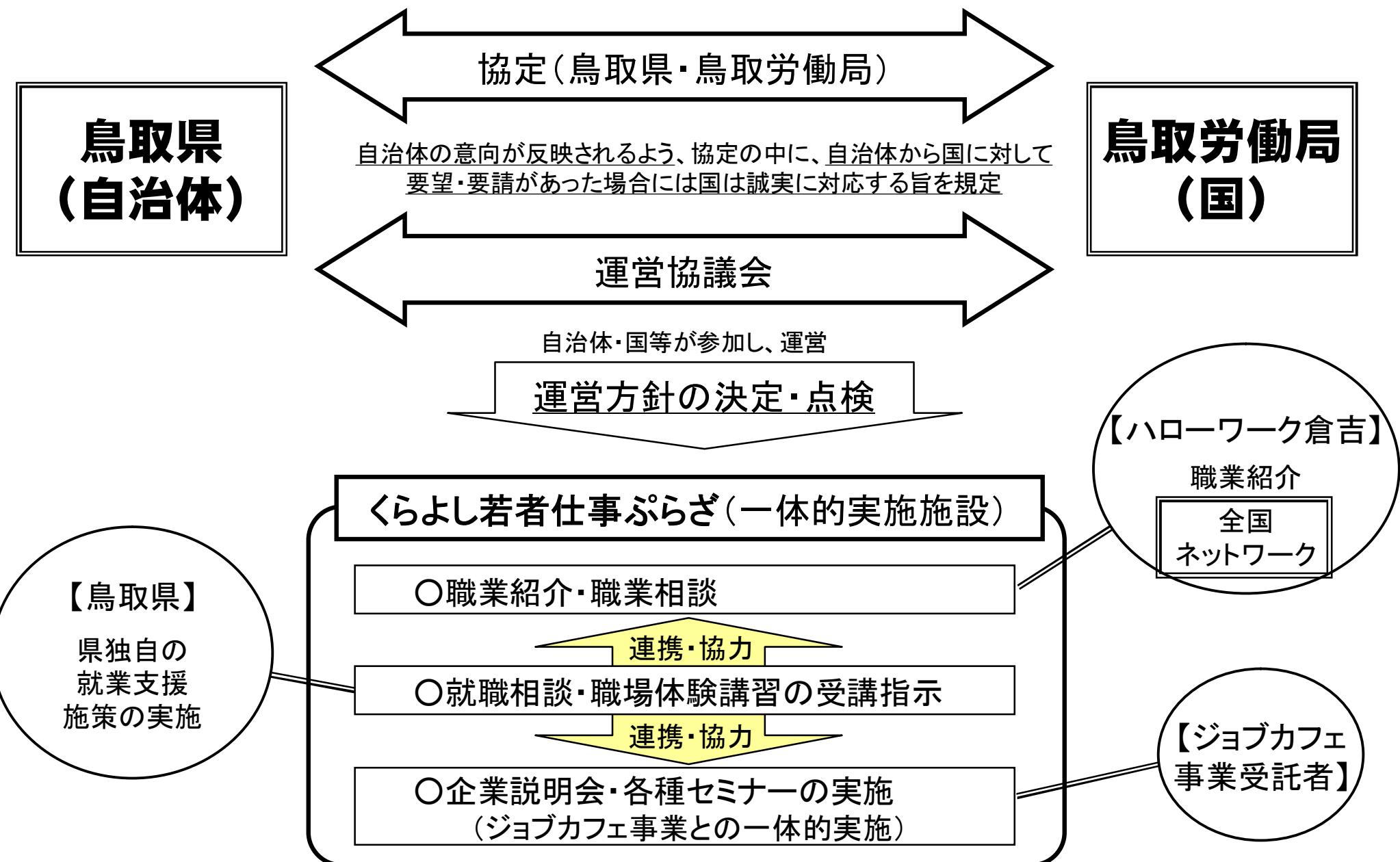
②ハローワーク倉吉（管轄ハローワーク）

- 地元短期大学生や中部地区出身新卒未就職者等の利用促進に向けた誘導
- ジョブサポーター等による出張カウンセリング
- 学卒求人(大学等)の情報提供
- 鳥取新卒応援ハローワーク(鳥取市)との情報交換

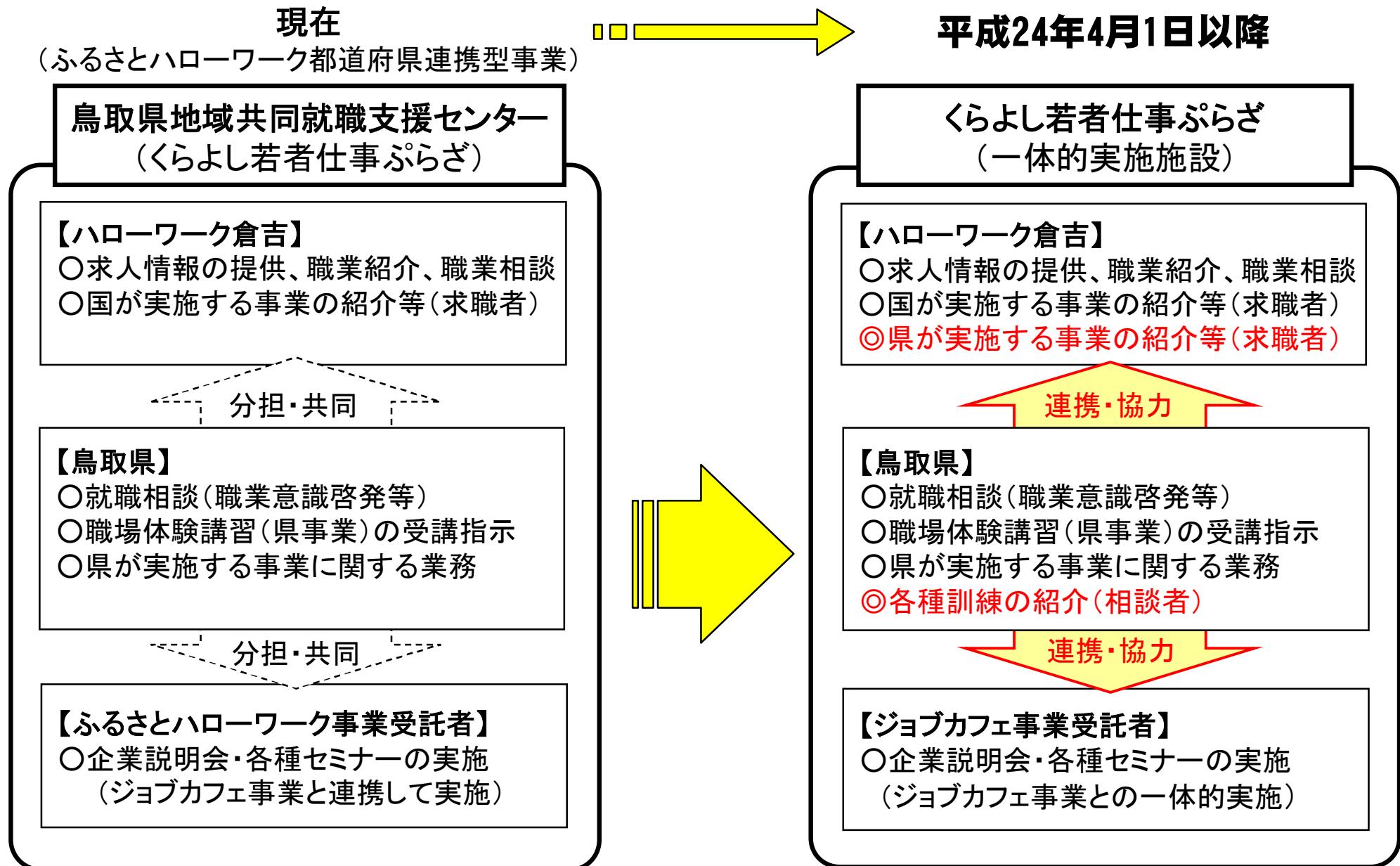
2 連携組織（運営協議会）の新設

くらよし若者仕事ぶらざの業務の運営にあたっては、国の雇用政策等と県の雇用就業支援施策との整合を図るとともに、相談者のニーズに応えられるよう、鳥取県と鳥取労働局等による連携組織を新設し、運営方針の決定・点検を行う。

くらよし若者仕事ぷらざの一体的実施（イメージ）



くらよし若者仕事ぷらざの一体的実施（新旧イメージ）



「くらし若者仕事ぶらざ」で実施する業務

6

区分	業務内容	現状		提案	
		鳥取県 H/W倉吉	受託者	鳥取県 H/W倉吉	受託者
求職者 対応業務	・職業紹介	○	○	○	○
	・職業指導	○	○	○	○
	・訓練のあっせん	○	○	○	○
	・職場体験講習(県)	○	○	○	○
	・その他	○	○	○	○
	・異独自施策	○	○	○	○
	・各種セミナー(国委託)	○	○	○	○
	・企業説明会(国委託)	○	○	○	○
	・審査業務	○	○	○	○
	・雇用保険 給付業務	○	○	○	○
事業所 対応業務	・適用業務	○	○	○	○
	・日雇給付 業務	○	○	○	○
	・助成金業務	○	○	○	○
	・事業所指導	○	○	○	○
	・求人業務(一般・学卒)	○	○	○	○
	・職場体験講習(県)	○	○	○	○
	・企業説明会(国委託)	○	○	○	○
	・適用業務	○	○	○	○
	・雇用保険 適用業務	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○

※黄色のセルは、京都府、山梨県などが使用したフォーマットに、追加した項目。

※灰色のセルは、担当外(権限がなく実施できない)分野。

- ◎: 実施する項目。
 ①: 連携・協力を強化。
 ②: 企業情報を県へ情報提供。